おくやみ手続きハンドブック

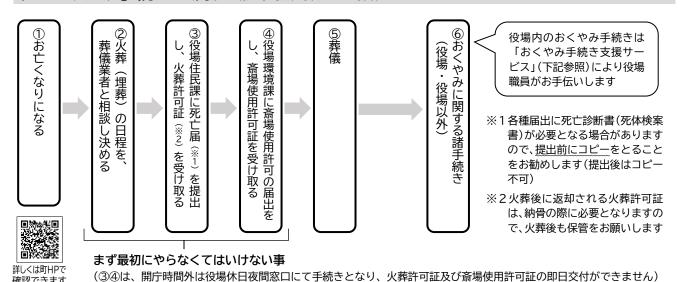
役場での一般的な手続きについて

- このたびのご親族様のご不幸、謹んでおくやみ申し上げます。
- ご遺族におかれましては、保険や年金、税などさまざまなお手続きが必要となります。
- この冊子は、役場内での一般的な手続きについて記載していますので、ご活用ください。

- ご遺族が菰野町役場で行う手続きについては、おくやみ手続き支援サービス (1ページ参照) によりサポートします。
- 当サービスがご利用いただけるのは、死亡届提出日の**2開庁日後以降** となります。(役場開庁時間外に死亡届を提出された場合は**3開庁日後 以降**となります。)
- 手続きは、**役場1階 総合案内** (場所は9ページ参照) にお越しください。



おくやみ手続きの流れ (菰野町斎場利用の場合)



おくやみ手続き支援サービスについて

菰野町が行うおくやみ手続き支援サービスでは、ご遺族が死亡後の手続きで役場にご来庁の際に、総 合案内にて手続きが必要な担当課をご案内し、あらかじめ亡くなられた方の情報(亡くなられた方の住 所・氏名・生年月日・死亡日等)のほか、保険証番号など役場で確認できる一部の情報が記入された手続 書類をご用意させていただきます。

それにより、ご自身で何の手続きが必要かを調べる手間が省け、複数の書類に何度も同じ情報を記入 する負担が軽減されます。

- ※手続書類がご用意できるのは役場本庁総合案内になります。
- ※すべての手続書類がご用意できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

書類がご用意できるのは、死亡届提出日の2開庁日後以降となります。 なお、役場開庁時間外に死亡届を提出された場合は3開庁日後以降となります。

▶ 手続きの際にお持ちいただくもの

※こちらでは一般的に必要となるものを記載しています。手続きごとに必要なものは3、4ページをご参照ください。

ご遺族のもの

確認できます

- □ お越しいただく方の本人確認書類(次の⑦または⑦を用意してください)
 - ⑦ 官公署が発行した資格証明書で顔写真が貼付されたもの…1点 ※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など
 - ② 官公署が発行した資格証明書等で顔写真の貼付されていないもの…2点 ※被保険者証(健康保険・介護保険)、年金手帳 など
- □ 預貯金通帳(相続人代表者、未支給年金請求者のもの)
- □ 亡くなられた方名義の預貯金通帳から税金、料金等を振替している場合は、新たに変更する口座の預貯金通帳と届出印

亡くなられた方のもの

- □ 年金手帳、年金証書などの基礎年金番号がわかるもの(年金受給者のみ)
- □ こものタウンカード、住民基本台帳カード(作成されている場合)
- □ マイナンバーカードまたは通知カード(返納をご希望の場合のみ受付(返納の義務はありません))
- □ 被保険者証(国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等)
- □ 福祉医療受給資格者証(子ども、一人親家庭等、心身障害者)
- □ 身体障害者手帳、療育手帳等
- □ その他 役場から交付された証書等

こものタウンカード



住民基本台帳カード



マイナンバーカード



通知カード



◆ 証明書の取得について

- 死亡が記載された「**戸籍謄(抄)本**」の発行は、死亡届提出後お時間がかかります。
 - ・死亡届出地および本籍地がともに菰野町の場合・・・ 7日程度
 - ・上記以外の場合・・・・・・・・・・10~14 日程度
 - ※本籍地が菰野町でない場合は、本籍地のある自治体にて取得してください。
- ○「死亡届記載事項証明書」の交付について

交付には制限があり、死亡届提出日の翌月中旬を過ぎると役場で交付できない場合がありますので、 請求の際は事前にお問い合わせください。

◆ 各種税金、料金に関する共通事項

以下の税金、料金を亡くなられた方名義の金融機関口座より振替している場合は、振替口座の変更が必要となることがありますので、菰野町税等口座振替依頼書により変更してください。1枚の書類で指定する複数の税金及び料金の振替口座を変更できます。(変更後の口座が同一のものに限る) 詳しくは各担当窓口でお問い合わせください。

対象税金、料金:【住 民 課】介護保険料、後期高齢者医療保険料

【税 務 課】町県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税

【子ども家庭課】保育園料、こども園料、幼稚園料

【都市整備課】住宅使用料

【上下水道課】下水道受益者分担金・負担金、水道料金・下水道使用料

【環 境 課】し尿汲取り手数料

取扱金融機関:三十三銀行、百五銀行、三重北農業協同組合、北伊勢上野信用金庫、

三菱 UFJ 銀行、中京銀行、みずほ銀行、愛知銀行、

ゆうちょ銀行(※ゆうちょ銀行は、直接ゆうちょ銀行の窓口でお手続きください)

手続きに必要なもの:菰野町税等口座振替依頼書、新たに変更する口座の預貯金通帳、届出印

役場内での手続きチェックリスト (届出人の本人確認書類 (1 ページ参照) は必ずお持ちください)

- ※状況によってはこのリスト以外の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※★印の手続きは支援サービス対象手続きです。(あらかじめ亡くなられた方の情報等を入力した申請書類を総合案内にてお渡しします)

種類	手続きが必要な方	主な手続き	必要なもの	担当課
住民登録	マイナンバーカードを持っ ている	□ マイナンバーカードの返納 ※死亡後の手続きがすべて終了後、返納を希望される方のみ	□ 亡くなられた方のマイナンバーカード □ 個人番号カード返納届	
	印鑑登録をしている	□ こものタウンカード(旧印鑑 登録証)の返納	□ 亡くなられた方のこものタウンカード	
	住民基本台帳カードを持っ ている	□ 住民基本台帳カードの返納	□ 亡くなられた方の住民基本台帳カード □ 住民基本台帳カード返納届	
保険	国民健康保険に加入している	□ 被保険者証等の返還□ ★葬祭費の請求	□ 亡くなられた方の被保険者証 □ 葬祭費支給申請書 □ 葬祭費振込先の預貯金通帳 □ 喪主が確認できる書類(葬祭の 領収書、会葬礼状など)	住民課 (1階)
	後期高齢者医療保険に加入 している(75歳以上の方)	□ 被保険者証等の返還□ ★葬祭費の請求	□ 亡くなられた方の被保険者証 □ 葬祭費支給申請書 □ 葬祭費振込先の預貯金通帳 □ 喪主が確認できる書類(葬祭の領収書、会葬礼状など)	住民登録関係 公391-1120 保険年金関係
	福祉医療費助成を受けている(子ども、一人親家庭等、 心身障害者等)	□ ★資格喪失の手続き及び受給 資格証の返還	□ 亡くなられた方の受給資格証 (後期高齢者医療保険の被保 険者は除く) □ 福祉医療費受給資格者喪失届	2 391-1121
	国民健康保険の高額療養費 等の給付を受けている、 後期高齢者医療保険料・介 護保険料の還付がある、 福祉医療費の助成がある	□ 相続人代表者の指定	□ 相続人代表者指定届 □ 給付、還付金振込先の預貯金通帳	
年金	国民年金、厚生年金等に加 入または受給している	□ ★未支給年金の請求(死亡届)□ 遺族年金の請求(遺族年金の手続きは四日市年金事務所、要予約)	□ 未支給年金・未支払給付金請求書、受給権者死亡届(報告書)□ 亡くなられた方の年金証書、年金手帳□ 請求者の戸籍謄(抄)本□ 請求者名義の預貯金通帳□ 請求者のマイナンバーが確認できる書類□ 死亡診断書の写し(遺族年金の請求時のみ)	※遺族年金の請求は 四日市年金事務所 で予約のうえ手続 きをお願いします ☎0570-05-4890 (予約専用) 所在地は8ページ参照
介護	65 歳以上である または介 護認定を受けている	□ 介護保険被保険者証等の返還□ ★申請取り下げの申請(認定申請中の場合)	□ 亡くなられた方の介護保険被保険者証等□ 介護保険要介護・要支援認定申請に係る取り下げ申出書	
	介護保険の高額介護サービ ス費等の給付を受けている	□ 相続人代表者の指定	□ 相続人代表者指定届 □ 給付金振込先の預貯金通帳	健康福祉課
	おむつ給付券を持っている	□ おむつ給付券の返却	□ おむつ給付券	(1階)
	緊急通報装置の貸与を受け ている	□ 緊急通報装置の返却	□ 緊急通報装置返却届 □ 緊急通報装置機器	介護保険関係
介護・障がい 共通	三重おもいやり駐車場利用 証を持っている	□ 利用証の返却	□ 亡くなられた方の三重おもい やり駐車場利用証	2 391-1125
障がい	身体障害者手帳、療育手帳 を持っている	□ ★手帳の返還	□ 亡くなられた方の身体障害者 手帳、療育手帳□ 身体障害者手帳返還届、療育手 帳返還届	障がい関係 ☎391-1123
	自立支援医療(精神通院医療)受給者証を持っている	□ ★受給者証の返還	□ 亡くなられた方の自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証 □ 自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証療) 受給者証返還届	

種類	手続きが必要な方	主な手続き	必要なもの	担当課	
障がい	精神障害者保健福祉手帳を 持っている	□★手帳の返還	□ 亡くなられた方の精神障害者 保健福祉手帳□ 精神障害者保健福祉手帳返還届		
	特別障害者手当を受けている	□ ★未払請求の手続き	□ 特別障害者手当受給資格者 死 亡届 未支払手当請求書□ 請求者の預貯金通帳□ 死亡診断書の写し	健康福祉課 (1階) 障がい関係	
	菰野町障がい者自動車燃料 費用助成を受けている	□ ★資格喪失及び未払請求の手 続き	□ 菰野町障がい者自動車燃料費 用助成受給資格喪失届 □ 請求者の預貯金通帳	☎391-1123	
	心身障害者福祉手当を受け ている	□★資格喪失の手続き	□ 心身障害者福祉手当受給資格 異動届出書		
	町県民税が課税されている 国民健康保険税が課税され ている	□ 相続人代表者の指定または納 税通知書の送付先の指定 □ 相続人代表者の指定または納 税通知書の送付先の指定	□ 相続人代表者指定届 □ 納付書の送付先届出書 □ 相続人代表者指定届 □ 納付書の送付先届出書	177 44-===	
税	固定資産を所有している	□ 相続人代表者の指定	□ 相続人代表者指定届	税務課 (1階)	
126	軽自動車等を所有している	□ 相続人代表者の指定または該 当車両の名義変更もしくは廃 車の手続き	□ 相続人代表者指定届 □ 軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書 □ 軽自動車税(種別割)廃車申告書兼標識返納書	☎ 391−1115	
子ども	児童手当を受給している 児童扶養手当を受給している	□ 受給者変更、受給事由消滅等 の手続き	状況により手続きが異なりますの で担当課にてご案内します	子ども家庭課 (1階) 25391-1124	
	町営住宅に住んでいる	□ 入居者変更、返還等の手続き	状況により手続きが異なりますの で担当課にてご案内します	都市整備課(2階) 25391-1138	
	農地を所有している	□ 連絡先変更の手続き	□ 農地法第3条第1項の規定に よる届出書	観光産業課(2階) 2391-1145	
	水道、下水道を使用している	□ 名義変更または使用中止の手 続き	□ 給水装置使用者所有者変更届 □ 給水開始(停止)申込書	上下水道課 (2階)	
	井戸水を使用している	□ 使用人数変更の手続き	□ 汚水量認定申告書	2 391-1132	
その他	犬を飼っている	□ ★飼い主変更の手続き ※飼い犬を他自治体の方へ譲渡する 場合は、該当自治体での手続きが必 要となります	□ 犬の死亡又は登録事項の変更 届出書	環境課	
	浄化槽を使用している	□ ★名義変更または使用休止の 手続き	□ 浄化槽管理者変更報告書	(2階) ☎391-1150	
	くみとり式トイレがある	□ 名義変更または使用休止の手 続き			
	防災ラジオを持っている (単身世帯のみ)	口 防災ラジオの返還	口 防災ラジオ	総務課(3階) 公391-1110	
	Net119 に登録している	□ 登録の解除		消防署 (別庁舎) ☎394-3239	
	図書利用カードを持っている	□ 図書利用カードの返納	□ 亡くなられた方の図書利用カード	図書館(別庁舎) 2391-1400	
7					

[MEMO]	詳しくは町HPで 確認できます	

役場以外での主な手続き

※状況によってはこのリスト以外の手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

種類	主な手続き		問い合わせ先など	
年金	遺族年金、寡婦年金など	四日市年金事務所	四日市市十七軒町 17番 23号	☎059-353-5515 ☎0570-05-4890 (予約専用)
不動産登記	土地・建物などの所有者 移転(相続)登記など	津地方法務局四日市支局	四日市市三栄町4番21号	☎059-353-2237
軽自動車	名義変更または廃車など	軽自動車検査協会三重事 務所	津市雲出長常町字六ノ割 1190番1	☎050-3816-1779 (自動音声)
普通自動車	税金に関すること	四日市県税事務所	四日市市新正四丁目 21番5号(県四日市庁舎1階)	☎ 059−352−0575
日旭日刧干	名義変更または廃車など	中部運輸局三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割 1190番9	☎050-5540-2055 (自動音声)
バイク(125cc 超)	名義変更または廃車など	中部運輸局三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割 1190番9	☎050-5540-2055 (自動音声)
運転免許証	返納	四日市西警察署	菰野町大字大強原 3241 番 地	☎ 059−394−0110
国税	相続税の手続き、 所得税・消費税申告など	四日市税務署	四日市市西浦二丁目2番8号	25 059-352-3141 (自動音声)
パスポート	返納	四日市旅券コーナー	四日市市諏訪栄町7番34号 近鉄百貨店6階	☎ 059−354−6499
預貯金	亡くなられた方の口座に 関する手続き	各金融機関など		
生命保険	死亡保険金の請求など	加入の生命保険会社		
クレジットカード	解約の手続き	各契約会社		
固定電話・携帯電話	解約または名義変更の手続き	各契約会社		
電気・ガス	解約または名義変更の手 続き	各契約会社		
インターネット	解約または名義変更の手 続き	各契約会社		
ケーブルテレビ	解約または名義変更の手続き	各契約会社		
NHK	解約または名義変更の手続き	NHK ふれあいセンター		2 30120-151515
IWIIX	受信料免除停止の手続き (障がい者等)	NIII(ない いのい ピンター		2 \$0570-077-077
有料道路障がい者 割引	割引停止の手続き	有料道路 ETC 割引登録係		2 \$045-477-1233
恩給	未払請求の手続きなど	総務省恩給相談室		☎ 03-5273-1400
相続	遺言、遺産分割協議、 相続放棄など	津家庭裁判所四日市支部	四日市市三栄町 1番 22号	2 3059-352-7151



※状況によっては以下の手続きが必要ない場合や、別途手続きが必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 遺言書があるかどうかの確認

期限:速やかに

期限:速やかに

期限:速やかに

期限:速やかに

期限:速やかに

巻言書な

遺言書には、自筆証書遺言(遺言者本人が自書して作成し、法務局または自宅など で保管される遺言)と公正証書遺言(公証人という専門家が関与して作成し、公証役 場で保管される遺言)があります。

自筆証書遺言が法務局以外で発見された場合は、遺言書を未開封の状態で家庭裁判所に提出し、「検認 (※)」を請求する必要があります。

※検認:相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の 状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・ 変造を防止するための手続き

2. 相続人の調査・確定

相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍 謄本が必要です。亡くなられた方の本籍地のある自治体で「相続に使用するため出生 から死亡までの戸籍謄本が必要です」と請求資格のある方が申し出れば取得できます。

3. 相続財産の調査・確定

預貯金通帳、キャッシュカード、有価証券等の証書、不動産の権利証や、銀行、証券 会社からの郵便物を参考に調査します。

不動産を所有している場合は、該当不動産がある自治体で「名寄帳兼課税台帳」を 取得することで、課税対象の不動産を把握することができます。

4. 遺産分割協議

相続人全員で遺産分割協議を行い、協議の結果は「遺産分割協議書」として書面に し、遺産相続の内容について相続人全員が合意した記録を残しておきます。

当事者間での話合いによる遺産分割が困難な場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。

5. 遺産の名義変更

遺言書または遺産分割協議の結果をもとに、不動産の相続による所有権移転の登記 (相続登記) や有価証券の名義変更の手続き等を行います。

不動産の相続登記をしないで放置すると、手続きが煩雑になり、相続登記をすることが困難になるため、法務局にて速やかな手続きをお願いします。

6. 相続税の申告・納付 期限:被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内

亡くなられた方から各相続人が相続した財産の合計の課税価格が基礎控除額を超える場合は、相続税の課税対象となります。(基礎控除額:3,000万円+600万円×法定相続人の数)

所得税の準確定申告

期限:相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内

亡くなられた方に、亡くなられた年の1月1日から亡くなる日までの期間に所得があった場合は、 所得金額によっては、税務署に申告と納税をする必要があります。

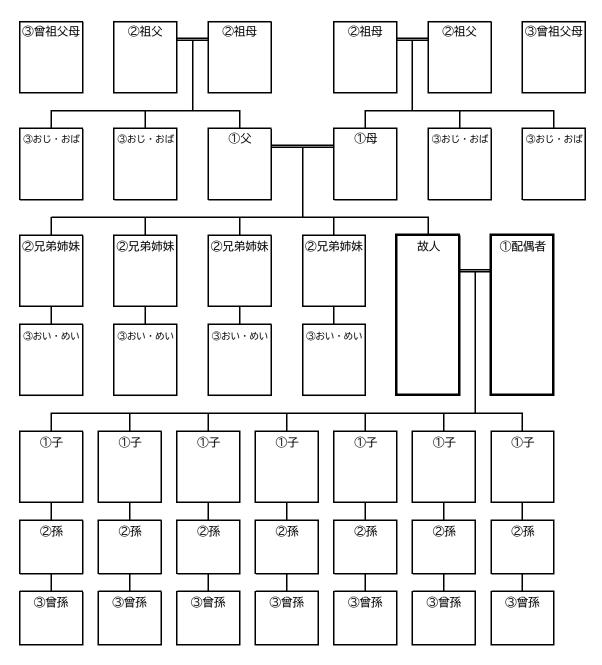
相続放棄・限定承認する場合

期限:相続の開始があったことを知った時から3か月以内

相続人が、相続放棄 (※1) または限定承認 (※2) をする場合には、亡くなられた方の最後の住所 地の家庭裁判所に申述する必要があります。

- ※1 相続放棄:相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない
- ※2 限定承認:被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ

家系図(3親等以内の親族) ※丸数字は本人から見た親等数



◆ 各機関マップ

四日市税務署

〒510-8557 四日市市西浦二丁目 2 番 8 号 **☎** 059-352-3141 (自動音声)

津地方法務局 四日市支局

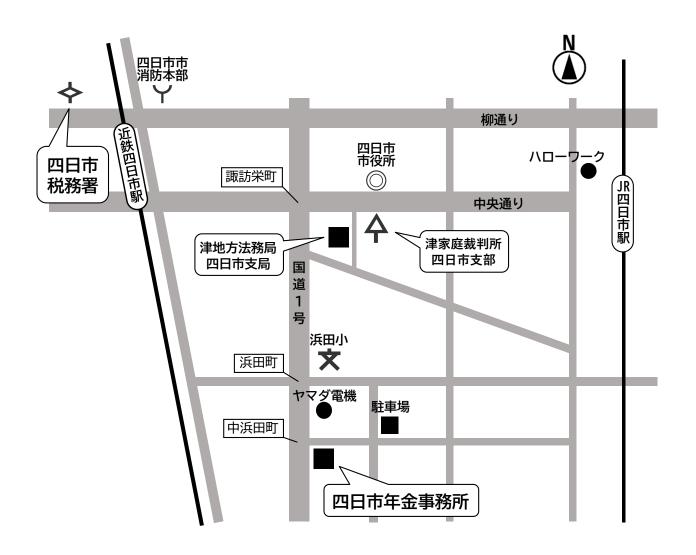
〒510-0068 四日市市三栄町 4番 21号 (四日市法務合同庁舎) ☎059-353-2237

四日市年金事務所

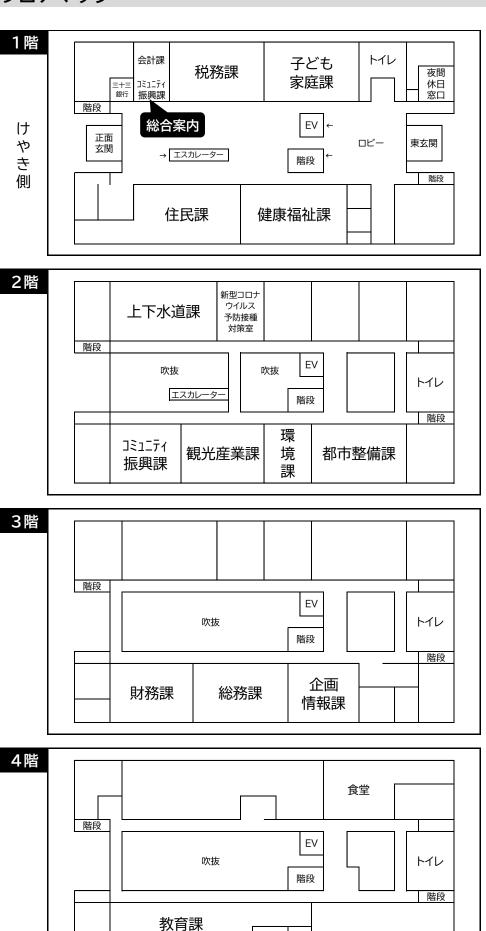
〒510-8543 四日市市十七軒町 17番 23号 **☎**059-353-5515 **☎**0570-05-4890(予約受付専用) ※必ず予約をしてから手続きをしてください

津家庭裁判所 四日市支部

〒510-8526 四日市市三栄町 1 番 22 号 **☎**059-352-7151



◆ 庁舎フロアマップ



道

3

6

号

側

教育委員会